平成24年(あ)第1080号 Aに対するわいせつ図画販売幇助,わいせつ図画販売・頒布幇助,Bに対するわいせつ図画販売幇助,Cに対するわいせつ図画販売各被告事件

平成26年10月7日 第三小法廷判決

主文

本件各上告を棄却する。

理由

被告人3名の弁護人水島正明の上告趣意のうち、刑法175条(平成23年法律第74号による改正前のもの。以下同じ。)の規定の憲法13条,19条,21条違反をいう点及び合理的な処罰根拠を欠くとして憲法31条違反をいう点は、いずれもその理由のないことは、当裁判所の判例(最高裁昭和28年(あ)第1713号同32年3月13日大法廷判決・刑集11巻3号997頁,最高裁昭和39年(あ)第305号同44年10月15日大法廷判決・刑集23巻10号1239頁)の趣旨に徴して明らかである。同上告趣意のうち、刑法175条にいう「わいせつ」の概念が不明確であるとして憲法31条違反をいう点は、その概念が所論のように不明確であるとはいえないから、前提を欠き、判例違反をいう点は、事案を異にする判例を引用するものであって、本件に適切でなく、その余は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

被告人A及び同Bの弁護人内田剛弘の上告趣意のうち、刑法175条の規定の憲法21条違反をいう点は、上記のとおりその理由のないことが明らかである。同上告趣意のうち、刑法175条にいう「わいせつ」の概念が不明確であるとして憲法

31条違反をいう点は、上記のとおり前提を欠き、判例違反をいう点は、事案を異にする判例を引用するものであって、本件に適切でなく、その余は、単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

よって、同法408条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 岡部喜代子 裁判官 大谷剛彦 裁判官 大橋正春 裁判官 木内道祥 裁判官 山崎敏充)